

八戸市市有地売却業務委託実施要領

(趣旨)

第1 この要領は、市有地の売却促進と業務の効率化を図ることを目的として、市有地売却業務を民間事業者への業務委託により実施する場合の取扱いについて必要な事項を定める。

(定義)

第2 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 業務委託 市が、市有地の売払い等に係る業務及びこれに伴う附帯業務を委託することをいう。
- (2) 委託財産 市が業務委託することを決定し、又は業務委託した市有地をいう。
- (3) 委託業者 市が業務委託契約を締結した民間事業者をいう。

(委託財産の範囲)

第3 委託財産は、市が売却することを決定した市有地とする。

(委託方法)

第4 業務委託に当たっては、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第3条の規定に基づき免許を受けている者又はこれらの者で構成されるグループのうちから、業務委託をしようとするものを選定し、業務委託に係る契約を締結するものとする。

- 2 業務委託をしようとする者の選定は、不動産取引に関する実績、業務実施体制の確保等についての企画提案書の提出を求め、これを審査会により審査した上で行うものとし、市のホームページへの掲示により公募する。

(委託業務の内容)

第5 委託業務の内容は、委託財産の売却に係る業務及びこれに関連する業務のうち、財産の件数、位置、規模その他の内容を勘案して定めるものとする。

- 2 業務委託に当たっては、委託財産の売却業務を委託業者以外の宅地建物取引業者に重ねて依頼しないものとし、かつ、市は自ら発見した相手方と委託財産の売買の契約は行わないものとする。

(委託料の算定及び支払時期)

第6 委託料は、宅地建物取引業法第46条第1項の規定により国土交通大臣が定めた報酬の額の範囲内において定める。

- 2 前項の規定にかかわらず、売却可能性調査等の特別の依頼に係る費用を要するものと認めるときは、当該依頼業務に対する委託料を別に定めるものとする。
- 3 市は、売買代金が完納され、かつ、登記に必要な書類等の調製を終了し、市が当該書類を審査確認した後（特別の依頼に係る費用については、当該依頼業務の完了について市が審査確認した後）、委託業者から適法な請求書を受けた日から30日以内に委託料を支払うものとする。

(業務報告等)

第7 委託業者は、毎月定期的に、前月の委託財産の処理状況を適宜の様式により報告するものとする。また、委託期間終了後速やかに、委託財産の処理実績を適宜の様式により報告するものとする。

2 市は、委託業務の状況について、必要な資料の提出を求め、又は随時に調査することができる。

(その他)

第8 応募者の要件、応募手続、選定方法その他業務委託の実施に当たって必要な事項については、別に定めるものとする。

附

1 この要領は、平成26年3月24日から実施する。

2 この要領の実施の日から平成26年10月19日までは、第5第2項の規定にかかわらず、市は自ら発見した相手方と委託財産に係る売買の契約を行うことができる。